

# 五十里湖水面利用ルール

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この規定は、鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・五十里ダム部会（以下「五十里ダム部会」という）において策定されたものであり、五十里湖水面利用ルール（以下「ルール」という）という。

### 第2条 目的

このルールは、五十里ダム貯水池である五十里湖において、湖の水面及び湖岸（以下「水面」という）の利用が、首都圏の重要な水源としての良好な水質、湖周辺の豊かな自然環境及び生態系、更には利用者の安全が相互に確保された上で、水源地域の振興と活性化並びに、地域住民の生活との調和を図ることを目的に定めたものである。

### 第3条 適用

- (1) このルールは、五十里湖において水面を利用する者又は、利用を予定している者（以下「水面利用者」という）に適用するものであり、水面利用者は、このルールを遵守する義務を負う。
- (2) このルールの適用範囲は、五十里ダム堤体上流部から男鹿川では、地蔵岩えん堤までとする。湯西川では、広手沢合流部までとする。  
(別図ー1 五十里湖水面利用ルール適用範囲・区分図に示す)

## 第2章 利用の条件

### 第4条 水面利用とダム管理

全ての水面利用は、ダム堤体をはじめとする関連諸施設に支障を与えず、また、国土交通省関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダム管理支所（以下「五十里ダム管理支所」という）が行う、ダム管理行為の妨げにならない範囲で行わなければならない。

## 第5条 水面利用が可能な水位

- (1) ダム管理上の洪水期である6月15日から8月14日までの間においては、五十里湖の水位が夏期制限水位（標高578.0m）以下、8月15日から9月30日までの間においては、五十里湖の水位が夏期制限水位（標高575.0m）以下、にある時は、利用可能とする。
- (2) ダム管理上の非洪水期である10月1日から翌年6月14日までの間においては、五十里湖の水位が常時満水位（標高586.0m）以下にある時は、利用可能とする。

## 第6条 水面利用の禁止区域

五十里ダム堤体上流部から上流網場までは、水面の利用を通年禁止する。  
（別図－1 五十里湖水面利用ルール適用範囲・区分図に示す）

## 第7条 水面利用が可能な期間及び時間

- (1) 利用可能期間  
1月1日から12月31日までの通年とする。
- (2) 利用可能時間  
日の出から日没までとする。

## 第8条 利用の禁止及び中止

次のいずれかに該当する場合には、水面の利用を禁止する。また、利用中であっても直ちに中止しなければならない。

- (1) 気象庁より日光地域に大雨又は洪水に関する注意報、警報が発表された場合。
- (2) (1)によらず、五十里湖周辺において、大雨、強風、雷等の著しい気象変化により災害の発生が予想される場合。
- (3) 緊急車両が進入路を使用する場合。
- (4) 湖水面において人命救助、災害防止に関わる活動が行われている場合。
- (5) 五十里ダム管理支所が、気象状況等から危険と判断し、水面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。
- (6) 五十里ダム管理支所が、ダム管理上の理由から進入路又は、水面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。

### 第3章 利用一般

#### 第9条 水面への進入方法

(1) 水面利用を目的とした水面への進入は、下表の進入路より行うものとする。

進入路名称	入口
ちびっ子広場進入路	国道121号の海尻橋下流左岸にあるちびっこ広場に隣接、入口門扉あり
西川ヤード進入路	県道黒部西川線の道の駅湯西川上流部、入口門扉あり
大塩沢進入路	国道121号の大塩沢橋上流部、入口門扉あり

(2) 進入路入口に設置されている門扉が閉鎖されている時は、水面へ進入してはならない。

(3) 湖岸の動植物及び地形の保全のため、進入路以外から水面へ進入してはならない。

(4) 進入路の門扉の開閉は、五十里ダム管理支所又は、五十里ダム部会の承認を得た者が行うものとする。

#### 第10条 進入路の利用区分

水面利用者の安全のため、進入路の利用区分は下表を基本とする。ただし、当事者間の調整により相互に安全を確認した場合には、この限りではない。

進入路名称	利用区分	適用期間
ちびっ子広場進入路	おじか・きぬ漁業協同組合および湯西川漁業協同組合の漁業活動に係る船舶	漁業活動期間
	おじか・きぬ漁業協同組合および湯西川漁業協同組合の漁業活動に係る船舶以外の利用	通年
西川ヤード進入路	ダム管理専用	通年
大塩沢進入路	ダム管理専用	通年

## 第 1 1 条 水面の利用範囲の区分

水面利用者の安全のため、水面の利用範囲の区分は下表を基本とする。ただし、当事者間の調整により相互に安全を確認した場合には、この限りではない。

水面の範囲	利用区分	適用期間
ダム堤体 ～上流側網場	利用を禁止する	通年
上流側網場 ～男鹿川では地蔵岩 えん堤、湯西川では広手 沢合流部	おじか・きぬ漁業協同組合および湯西川漁業協同組合の漁業活動に係る船舶	漁業活動期間
	おじか・きぬ漁業協同組合および湯西川漁業協同組合の漁業活動に係る船舶以外の利用	通年

## 第 1 2 条 水面利用が可能な利用内容

(1) 五十里湖において水面利用を認めるもの、認めないものの区分は、下表のとおりとする。

認めるもの	認めないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・釣り</li> <li>・手漕ぎボート</li> <li>・電動船外機を使用する船舶、機器（10馬力以下）</li> <li>・五十里ダム部会が承認した船舶、機器（自然環境・生態系に配慮した船舶、機器であること、また、地域の活性化に寄与するものであること）</li> <li>■五十里ダム部会が承認した船舶（下記のとおり）</li> <li>・漁業活動をする管理用の燃料エンジンを使用する船舶(75馬力)</li> <li>・漁業活動をする釣りをを行うための燃料エンジンを使用する船舶(10馬力以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料エンジンを使用する船舶、機器 （ただし、五十里ダム部会が承認した船舶は除く）</li> <li>・遊泳</li> <li>・水質に悪影響を与える行為</li> <li>・たき火等の火気使用</li> <li>・花火</li> <li>・ダム貯水位の低下に伴い出現した陸地部での車両走行(自転車含む)</li> </ul>

上表に無い水面利用については、五十里ダム部会において協議し決定するものとする。

(2) 災害防止、人命救助に関わる船舶及び、ダム管理用に必要な船舶等については、(1)の定めによらないものとする。

### 第13条 許可申請等

- (1) 一定期間に渡り水面を含む河川区域、湖水面への進入路、ダム管理用敷地を使用する者は、五十里ダム管理支所へ河川法に基づく許可申請又は、一時使用届を行わなければならない。
- (2) 水面利用者は、(1)の許可申請又は、一時使用届が必要かどうか不明の場合には、五十里ダム管理支所に確認するものとする。

## 第4章 安全管理、事故防止

### 第14条 利用の原則

水面の利用は、全て水面利用者の自己責任において行うものとする。水面利用者は、下記を遵守し安全と事故防止を図るものとする。

- (1) ライフジャケット等の救命具を装着しなければならない。
- (2) ダム湖の特徴として地形の凹凸による水深の急変化、高地での低水温等を念頭に置いて水面利用を行うこと。
- (3) 船舶の使用に当たっては、他の水面利用者の安全に配慮しながら慎重に操船しなければならない。
- (4) インターネット等により上流域の雨量、ダム貯水位等のリアルタイム情報を積極的に収集活用し、危険を未然に回避するように努めなければならない。

### 第15条 緊急時の協力

- (1) 水面利用者は、水面又はその周辺において事件、事故、火災等を発見した場合には、関係機関に通報しなければならない。(別図-2 緊急時連絡系統図による)
- (2) 水面利用者は、緊急時において救助活動や消火活動の妨げとならないようにするなど協力しなければならない。

### 第16条 油の流出等

水面利用者は、水面又はその周辺において油の流出等によりダム湖の水質に影響を与えるような状況を発見した場合には、五十里ダム管理支所に通報しなければならない。(別図-2 緊急時連絡系統図による)

## 第5章 環境保全

### 第17条 生態系の保護

水面利用者は、動植物の捕獲採取、火気使用、エンジン音や花火等による騒音発生等、生態系への悪影響となる行為をしてはならない。

### 第18条 漁業

水面利用者は、漁業協同組合が定める規則に従い利用を行うものとし、五十里湖において漁業を目的とした放流を行う場合には、健全な魚類生態系を確保しながら計画的かつ持続的な漁業振興を図るために、専門機関の助言を得て行うものとする。

また、毎年の放流予定について、五十里ダム部会に報告するものとする。

### 第19条 外来生物の持ち込み、持ち出しの禁止

- (1) 水面利用者は、外来生物法に基づき、五十里湖にブラックバスやブルーギル等の外来魚をはじめとする外来生物を持ち込んで서는ならない。また、五十里湖において外来生物が捕獲された場合には、それを持ち出す行為をしてはならない。
- (2) 水面利用者は、栃木県内水面漁場管理委員会指示に基づき、外来魚を捕獲した場合には、再放流してはならない。また、外来魚を捕獲した場合には、再放流せずに漁業協同組合に通報しなければならない。

(別図ー2 緊急時連絡系統図による)

## 第6章 環境破壊行為、迷惑行為の禁止

### 第20条 ゴミの不法投棄の監視、通報への協力

水面利用者は、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた時には、今市警察署及び、五十里ダム管理支所に通報するものとする。(別図ー2 緊急時連絡系統図による)

## 第 2 1 条 迷惑行為の禁止

水面利用者は、地域住民、観光客、他の水面利用者等の公衆に対して騒音等の迷惑となる行為をしてはならない。

## 第 2 2 条 ゴミの持ち帰り

不要になった釣り針、釣り糸、その他水面の利用に付随して発生したゴミの放置は、景観を損ねるばかりで無く、周辺に生息する生物にとって凶器となることから、必ず持ち帰ることとする。

## 第 7 章 その他

### 第 2 3 条 ルール違反行為

五十里ダム部会は、このルールで定めていることに違反した者に対して、口頭又は書面により改善を求めることができる。

### 第 2 4 条 施設の損傷復旧

ダム本体をはじめとする関連諸施設（進入路、湖岸法面等含む）を損傷させた者は、直ちに五十里ダム管理支所に報告しなければならない。また、損傷箇所は、原因者の負担により原形復旧を行わなければならない。

### 第 2 5 条 ルールの見直し変更

このルールを変更する必要がある場合は、五十里ダム部会を開催して協議するものとする。

## 附則

このルールは令和 2 年 2 月 5 日から適用する。

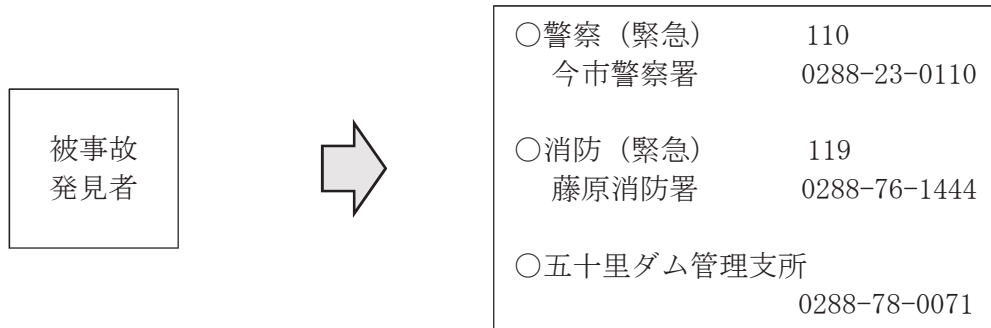






## 緊急時連絡系統図

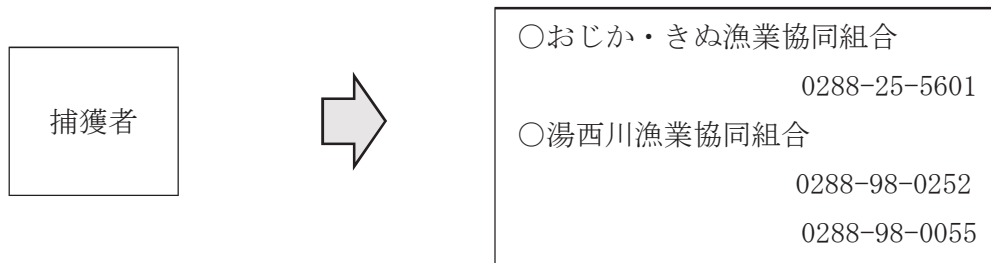
### ◆事件、事故、火災等を発見した場合



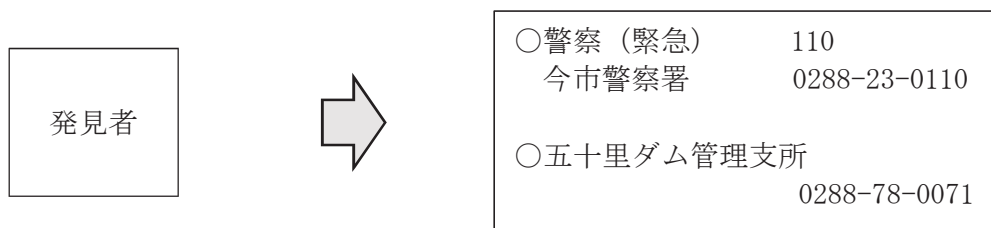
### ◆油の流出等が発見した場合



### ◆外来魚を捕獲した場合



### ◆ゴミ等の不法投棄を見かけたとき



別図－2 緊急時連絡系統図